

山梨県公報

第千二百七十二号

平成十四年

三月十八日

月 曜 日

目 次

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則	一四一
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一四二
告示	一四二
道路の区域変更(三件)	一四二
建築基準法に基づく道路位置指定	一四二
公告	一四三
開発行為に関する工事の完了について	一四三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一四三
人事委員会	一四三
公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則	一四三

規 則

山梨県規則第一号

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月十八日

山梨県知事 天 野 建

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員給料支給規則(昭和二十七年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「一」を、「いずれかに」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)をされ、又は職員派遣後職務に復帰した場合

第四条第二項中、「派遣され、」の下に、「職員派遣をされ、」を加え、「給与期間中」を

「給与期間」に改める。

第五条中「派遣され、」の下に「職員派遣をされ、」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月十八日

山梨県知事 天 野 建

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の規定及び」を、「第二条、」に、「。以下「派遣条例」という。」「を」及び公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)の規定」に改める。

第五条の二中「五十八歳」を「五十五歳」に、「五十九歳」を「五十六歳」に、「六十歳」を「五十七歳」に改める。

第九条中「派遣条例第二条第一項」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第一項」に、「派遣条例第四条第一項」を「同条例第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第八条の規定により給与を支給される技能労務職員の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の額、支給方法等については、同条例第四条に規定する派遣職員の例による。

附則に次の一項を加える。

8 技能労務職員に特例一時金が支給される間、第九条第一項中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び特例一時金」と、同条第二項中「及び寒冷地手当」とあるのは、「、寒冷地手当及び特例一時金」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
(昇給停止に関する経過措置)

3 平成十四年四月一日前から引き続き在職する技能労務職員がこの規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則第五条の二の規定の適用については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。同日以後に新たに在職することとなった技能労務職員のうち、任用の事情等を考慮してこの項前段の技能労務職員との権衡上必要があると知事が認めるものについても、同様とする。

告 示

山梨県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高根富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡小淵沢町字大平一〇〇六一番七三 林班い四小淵地先から 北巨摩郡小淵沢町字大平一〇〇六一番七四 林班い一小淵地先まで	新	旧	一〇・〇 七六・五	一三五・〇
			一八・一 二二三・〇	一三五・〇

山梨県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高根富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡小淵沢町字大平一〇〇六一番地先 から 北巨摩郡小淵沢町字大平一〇〇六一番の一 地先まで	新	旧	一〇・八 九五・〇	一三三・二
			一七・六 九五・〇	一三三・二

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町大字藤崎字柵部一五二〇番の 二地先から 大月市猿橋町大字藤崎字柵部一〇五〇番の 一地先まで	新	旧	五・〇 六〇・五	一〇五・〇
			四・〇 一一・二	九〇・〇

山梨県告示第百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備えおいて縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置

- 東八代郡御坂町二之宮字後畑二五四二番一、二五四二番一〇
- 二 道路の幅員
 - 六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
 - 一八・八九メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年三月十八日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 山梨県知事 天 野 建
 - 東山梨郡勝沼町菱山字中平四一八九の一、四一九二の一、四二六九の一、四二八八、四二八九、四二九〇、四二九〇の二、四二九〇の三、四二九一の一、四二九四、四二九五、四二九六、四三〇〇及び四三〇一の一
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 東山梨郡春日居町国府四百三十六番地 医療法人景雲会 理事長 村田憲一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年三月十八日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 山梨県知事 天 野 建
 - 中巨摩郡昭和町河西字大林六八一の一、六八一の四、六八一の五、六八一の六、六八一の七、六八一の八、六八二の一、六八二の二、六八二の三、六八二の四及び六八二の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市緑が丘二丁目十三番三十五号 川口不動産コンサル株式会社 代表取締役 川口修時

人事委員会

山梨県人事委員会規則第七号

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則を次のように定める。
 平成十四年三月十八日

山梨県人事委員会
 委員長 村 松 晃

（趣旨）
第一条 この規則は、公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二条第一項及び第二項第二号、第六条、第九条、第十条、第十一条第二号、第十六条並びに第十九条に基づき公益法人等への山梨県職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣先団体）
第二条 条例第二条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、別表に掲げる団体とする。

2 条例第十条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。
 株式会社山梨食肉流通センター
 （派遣の対象とならない職員の特例）

第三条 条例第二条第二号及び第十一条第二号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用された者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により山梨県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

（公益法人等派遣職員の復帰時における給与の処遇）

第四条 公益法人等派遣職員（条例第二条第一項の規定により派遣された職員をいう。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その職務に応じた職

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

務の級に昇格させることができる。

2 公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下「復帰の日」という。）又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

3 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

4 公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合における給料月額の調整等については、前二項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

（退職派遣者の採用時における給与の処遇）

第五条 退職派遣者（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）が同条第一項の規定により職員として採用された場合における職務の級、給料月額及び昇給期間については、人事交流等により引き続いて職員となった者の例による。

（報告）

第六条 任命権者は、条例第九条の規定により、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において派遣した公益法人等派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び公益法人等派遣職員であつて、当該年度内に職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、条例第十九条の規定により、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において派遣した退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者であつて、当該年度内に職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、公益法人等への職員の派遣等の状況に関し報告を求めることができる。

（雑則）

第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項、第三条中条

例第十一条第二号に関する部分、第五条及び第六条第二項の規定は、同年三月三十一日から施行する。

別表（第二条関係）

- 一 山梨県土地開発公社
- 二 山梨県住宅供給公社
- 三 山梨県道路公社
- 四 財団法人山梨県林業公社
- 五 財団法人やまなし文化学習協会
- 六 財団法人山梨県国際交流協会
- 七 財団法人山梨県農業振興公社
- 八 財団法人山梨県下水道公社
- 九 財団法人山梨県公園公社
- 十 財団法人山梨県子牛育成協会
- 十一 財団法人山梨県環境整備事業団
- 十二 財団法人山梨県青少年協会
- 十三 財団法人山梨県健康管理事業団
- 十四 財団法人 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター
- 十五 財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター
- 十六 財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター
- 十七 財団法人やまなし産業支援機構
- 十八 財団法人長寿やまなし振興財団
- 十九 財団法人山梨総合研究所
- 二十 山梨県信用保証協会
- 二十一 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団
- 二十二 財団法人山梨県緑化推進機構
- 二十三 社団法人山梨県畜産協会
- 二十四 財団法人山梨県消防協会
- 二十五 社団法人山梨県建設技術センター
- 二十六 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
- 二十七 山梨県中小企業団体中央会
- 二十八 日本赤十字社山梨県支部
- 二十九 山梨県国民健康保険団体連合会
- 三十 山梨県土地改良事業団体連合会
- 三十一 社団法人山梨県観光物産連盟

- 三十二 山梨県町村議会議長会
- 三十三 社団法人山梨県情報サービス産業協会
- 三十四 財団法人丘の公園管理公社
- 三十五 財団法人山梨県民スポーツ事業団
- 三十六 財団法人山梨県体育協会

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番